

第13回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成21年11月24日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事、教育総務課 文化財係学芸員
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 第60号議案 国登録有形文化財の推薦について 2. 報告事項 学校運営連絡協議会検討委員会の検討結果につい て 3. 報告事項 東京駅伝について	

審議経過

委員長)

第13回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と廣田委員にお願いいたします。

(1) 第60号議案 国登録有形文化財の推薦について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

文化財に指定されると、修理や改修は国庫金でまかなうのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

国登録有形文化財に指定されると、外装のみの保存となります。そのため文化財所有者に対しては、外装の修理に関しては設計管理費の2分の1の補助、固定資産税の減免が経済的補助になります。内装の修理については国庫負担金の補助はございません。

委員)

外装を修理したいというときは、国の許可が必要ということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

修理が外装全体の60%以上のときは、国の許可が必要となりますが、それ未満の場合は届出を出せばよいことになっております。

委員)

60%未満であっても、外装の色を変える場合は、許可は必要になるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

60%未満であれば、届出をすればよいという建前になっております。届出はまず区で受理しますが、そのときになるべく現状のままで保存をしていただくよう、所有者には伝えます。

委員)

では、内装は直してもよいということでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

国登録有形文化財の趣旨としては、それでも問題ないということです。ただ、豊島区文化財保護審議会委員の評価によると、いずれは豊島区の指定文化財にしてもいいのではないかとのことです。すると内装についても保存・保護の対象となりますし、所有者にしても外装だけでなく、内装も大切に保存したいとお考えですので、その方向で今後は検討していきたいと考えております。

委員)

個人宅として鉄筋コンクリート造りで大正時代に建てられたとのことですが、時代背景としてはこういった理由が考えられるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

調査報告書の抄録にもあるとおり、関東大震災の直後であったということが影響をしていると思います。「家事でも焼けない家を求めた」という聞き取りがあるように、そういったものを個人住宅に求めたものと思われる。

委員)

内部のステンドグラスの価値はどれくらいなのでしょう。

教育総務課文化財係学芸員)

内装については現在調査をしているところでございます。戦前に活躍された有名なステンドグラス作家が製作者であろうと推測されております。今後ステンドグラスの専門家などの意見を聞きながら、その評価についてもきちんと定めたいと思っております。

委員)

所見の中でライト風の影響を受けていると書いてありますが、自由学園明日館の幾何学的模様と同じようなものと考えてよろしいのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

写真1の屋上部意匠を見ていただくと、軒の下の三段重ねの幾何学的模様があると思います。それが屋根の部分だけではなく、玄関周りにもありまして、45度の角度で刻み込まれているのがライトの特徴でございます。

委員)

文化庁長官あての意見書の中に、「竣工当時のものと思われる」とあります。現在はお孫さんが住んでいるとのことですが、聞き取りなどにより「竣工当時のものである」と断定はできないのでしょうか。意見書としては、断定をしないと弱い気がします。

教育総務課文化財係学芸員)

竣工当時のことを直接記憶の中にとどめられている方に聞くことが、現段階では正確なことです。現当主の父親に聞くことができればいいのですが、戦前亡くなられて詳しい聞き取りができない状況です。唯一、同時代のものに残されているものが、平面図と立面図です。それを詳細に検討すれば、窓枠の形状等から当時のものと判断できる可能性があります。現段階では推定の方でも問題なく、国登録有形文化財になると考えております。ただ、後々、区の指定文化財にしていくときには、きちんと調べて改めて評価をしていきたいと思っております。

委員長)

所見のところには「ボウ・ウインドウ」とありますが、調査抄録には「ベイウインドウ」とあります。どちらの名前が正しいのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

いずれも豊島区文化財保護審議会委員がお書きになった所見です。書類の提出まで若干時間もありますので、委員自身ももう少し所見に手を加えたいとおっしゃっています。ご指摘を受けた点についても伝えて、ご一考していただきたいと思っております。

委員長)

また、椅子式が起居様式からみると最も進んだものであると記載があります。その根拠

は何でしょうか。椅子式はすでに大正時代初めに入ってきていたと思います。

教育総務課文化財係学芸員)

日本の住宅において全室椅子式というのは珍しいということだと思います。そういった意味で最も進んだものと表現したと思われます。

委員)

実際にこの邸宅を拝見することはできるのでしょうか。

教育総務課文化財係学芸員)

期間を区切ったり、募集をしたりして邸宅を見ていただく機会はあると思います。保存と活用が文化財の目的ですので、所有者の理解を得ながら進めていきたいと思っています。個人住宅はなかなか公開が難しいところもありますが、制限付きでも公開の方向で考えていきたいと思っています。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第60号議案了承)

(2) 報告事項第1号 学校運営連絡協議会検討委員会の検討結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

委員の年齢制限はしないのでしょうか。

教育指導課長)

選定にあたってはさまざまな考え方があると思います。地域有識者ということで町会長や商店会長が半分くらいを占め、残りは近隣の幼稚園や中学校の先生、PTA会長、民生委員、児童委員、保護司が入ることが多いです。年齢制限については今回しませんでした。これは評価を中心に行う場でありますので、最終的には学校関係者評価を提出していただくのにご協力いただける方を推薦いただくことに重点を置いております。ご高齢であっても意見をきちんといっていただける方であればお迎えしたいと思っています。また任期を定めましたので、地域の中で町会長などが入れ替わることにより、年齢制限はしなくとも会は活性化されると思います。

委員)

今まで話されたことが活かされていると思います。委員についても校長は精選せざるをえなくなり、内容が明確になったと思います。

委員長)

目的のところに、学校教育に活かすことについて協議するとあります。現行のものではよりよい学校運営が行われるように支援するとなっていますが、協議するとは具体的にどういうことでしょうか。最後には評価報告書を提出しますので、この学校運営連絡協議会で決めたことを実行していくと思います。協議する内容には運営方針など重要なことが含

まれていますので、この場でほとんど決まってしまうのでしょうか。

教育指導課長)

地域運営学校、いわゆるコミュニティスクールの場合には、学校理事会というものがありますが、学校運営連絡協議会は、あくまでも校長の経営方針を紹介して、それに対する意見をうかがう場です。子どもたちの教育活動における変容や保護者の考え方をふまえて、1年間の教育活動が経営方針通りに行えたか十分に協議をして、来年度にむけての課題を学校運営連絡協議会で校長に言っていただきます。校長はその意見をもとに、次年度の経営方針や教育活動の改善につなげていくものでございます。ですから、学校運営連絡協議会において学校の経営方針を決めたり、コミュニティスクールの人事や財政に対して意見を言うなどの権限までは想定していません。また、支援というのは具体的な支援をするという意味ではなく、出された経営方針に対する意見や日々の教育活動に対する評価、次年度の委員会としての意見や提言をいただくということです。そういったことから、目的を協議するという文言に整理をいたしました。

教育総務部長)

会議体の機能として一番重要なものは意思決定機関で、さらに、諮問の事項について執行機関に意見を言う諮問機関がございます。校長の学校経営については教育委員会がきちんと機能しておりますので、学校運営連絡協議会はそれに対して意見を言ったり、決定するという機関としては考えておりません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では学校運営連絡協議会に似た組織の規定がございまして、その中では校長に意見を言うことができるものもあります。豊島区の学校運営連絡協議会はあくまでも協議機関ということにとどめたと考えております。具体的には、学校のことを公に議論できることと、学校関係者評価を作成することを主な業務としています。

委員)

第9条の協議事項に、区立学校の経営方針に関することとあります。説明を受けたのでわかりますが、初めて要綱を見る人にとっては、校長先生の経営方針がきちんと決まる前に一度経営方針について話をしなくてはいいと読み取れます。学校を運営するのは校長先生ですから、口出しをするような機関というイメージになります。実際の学校経営に対して評価する機関であるなど、もう少しわかりやすくした方がいいと思います。

教育総務部長)

今回は初めての改正ですので、そのような趣旨を踏まえて、例えば校長の経営方針を支援するため、学校の経営を支援するためといった文言を目的や第9条に付加する形で修正を加えたいと思います。

教育長)

私自身が直近で現場にいましたので、同じような道のりを歩んでいます。外部の意見を聞くのはよいことですが、校長としては学校経営は非常にやりにくい面があります。委員の方が学校の様子をくまなく知っているかどうかは、難しいのが実態です。意見をいただいて、支援をいただくというのは、基本的な趣旨として明確にしておかないといけません。

思い切って外部評価委員会的なものを作っていこうということであれば、客観的に評価をしてもらうことが中心となると思いますが、地域と力を合わせてこれまで豊島区でつってきた財産を生かしていくなら、学校を支援していく立場から委員の力が必要だと思います。

また、協議の内容については、委員には経営の実態や教育指導の実態について意見を言っていていただいて、次年度の経営方針や教育方針の改訂に役立てていくとする文言にした方がいいと思います。そして評価結果を学校経営に生かしていくと同時に、教育委員会へ報告をして今後の改善に役立てるとということについても、協議事項に加えた方がいいと思います。それから役員を置くとなると、会長と副会長の負担が大きくなるのではないかと、危惧するところです。

評価項目につきましては数値化するなどありますが、共通項目をつくり、A B Cなどの評語で評価し、その理由を文書化するなどの形にした方がいいと思います。事実を捉えると同時に、学校経営のつまずきにならないように工夫をしていくべきです。

委員)

協議事項だけを見ると、学校運営連絡協議会が意思決定をする機関のように感じます。会長の裁量によってどこまで踏み込むかなど、学校によって差異が生まれてきてしまうこともあると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育指導課長)

学校運営連絡協議会の委員は教育委員会選任の委員でございますので、不適格な方があれば選任をしないこともあります。校長や園長の推薦があるということは、十分に学校の応援団として貢献をしてくださる方であると思います。ただ肯定をするだけではなく、時にはクリティカルフレンドとして、辛口の意見や評価をいただかなければ、学校は機能していかないと思います。そして校長の経営方針に対して意見を言うだけでなく、地域として何が協力できるかという観点を話合っていていただく場が学校運営連絡協議会でもあります。例えば、学校が安心・安全について取り組んでいくとき、地域から募集をかけたり、ポスターの掲示を町会から働きかけていただいたりすることが、学校運営連絡協議会の役割です。こういったことを十分に理解していただくために、来年度は遅くとも夏休み前までにはすべての学校の委員に集まっていたき、学校運営連絡協議会の趣旨と委員の役割について共通理解する場を設けたいと考えています。教育委員会が選任する以上は、要綱の趣旨を説明し、きちんと役割を果たしていきたいと思います。

また学校運営連絡協議会において、経営方針や経営実態を覆すということではなく、1年間の経営方針を校長から説明を受けたあと、3学期に学校評価、関係者評価として意見を聞き、それを次年度の経営方針や教育課程にどう反映させるかということがP D C Aのサイクルだと思います。

それから、文章記述につきましては、意見を出していただいて、評価表にまとめるのは事務局です。それに修正をいただいたものが最終的な評価表になります。学校運営連絡協議会全体の結論として報告を出していただきますので、会長や副会長が直接評価表をまと

めるということはないと思います。そして評価項目ごとに学校の自己評価に対して実際はどうだったのかということを書き起こしていくということで、このような形にさせていただきました。

委員長)

委員会の趣旨は分かりましたが、何年経ってもそのように読み取れる文章にしないと、その部分だけがひとり歩きする可能性があります。委員の方を集めて説明会を実施することは丁寧で良いことだと思います。委員の選出についても、選出をしていただいたあと一定期間を置いて、その期間中に私たちはよく考え、情報を集め、もう一度委員を判断するという形にさせていただいた方がよいと思います。

教育長)

校長がこの人は力になってほしいと考えて委員を推薦し、教育委員会が任命します。事務局を置くのであれば、事務局長は副校長が務めるなど明記をすべきです。委員は内部評価を受けて意見を言うなど、協力支援につながるような役割を果たしてほしいと思います。役割について一堂に会して説明をすることは良いことですが、まずは学校でどういう役割が果たせるかということは説明してもらわないといけないと思います。そのためには文書にきちんと示しておくことが重要なことです。これについては、また審議する時間はあるのでしょうか。

教育総務部長)

本日で決定というわけではありませんので、校長会でも意見を募りたいと思います。現場からの意見も踏まえて、学校支援や校長の経営方針に対する支援というものを明確に示せるよう、文言修正をしていきたいと思います。さまざまな方の意見を公平に謙虚に受け止めることが大事です。学校運営連絡協議会はそういった性格で位置付けておりますし、現在は学校の応援団ということでもうまく機能していると思います。学校を批判することではありませんが、今後のこともありますので、文言等の整理をしていきたいと思えます。

委員)

委員がいくつかの学校で重複していたと思います。それについては要綱には記載しないのでしょうか。

教育指導課長)

小学校の学校運営連絡協議会に、その地域の中学校の校長を委員としたいと複数の小学校長が考えれば、どうしても重複になってしまいます。町会長についても同じことが言えると思います。どこに行っても同じ顔ぶれというのは避けたいですが、今回は規定には示していません。これは任期等により人が入れ替わると考えられるからでございます。

教育長)

校長も異動がありますので、校長が変わると方針が変わったり、学校運営連絡協議会の委員として声がかからないということもあると思います。地域の組織にももちろん役員改選等で人の入れ替わりはありますが、地域は学校の応援団としての位置づけもあります。

P T A会長を経験したあと、育成委員になったり、町会長になったり、長い時間をかけて学校のことを応援しながら見守ってこられている方もいます。校長にはこういったことを熟知していただきながら、地域の力を学校経営に生かしていただきたいと思います。

委員長)

それではもう一度機会を設けて、話をしていきたいと思います。今回はよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 報告事項第2号 東京駅伝について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありましたらお願いいたします。

教育長)

参加費用はかかるのでしょうか。

教育指導課長)

大会参加費としては特にございませんが、主催者が用意するのはゼッケン、たすき、バス1台です。あとは各自治体で用意をすることになりますが、本区では、ユニフォームは豊島区統一のものを揃えることを検討しております。

教育長)

そうすると、総額どれくらいが必要なのでしょうか。予算的にはまかなえるのでしょうか。

教育指導課長)

ユニフォームであれば、予算の範囲内で揃えられると思います。このための強化合宿をすることは予算的に難しいですが、出場する以上は豊島区の代表として、豊島区のユニフォームを着てもらいたいと思います。

委員長)

女子はなぜ30kmなのでしょうか。

教育指導課長)

男子との体力差もあることから、女子の走行距離は短くしたと思われます。駅伝大会はこの東京駅伝のほかにもいくつか大会がございますので、それを参考にしながら距離を設定したのだと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) その他

清和小学校「芝開き」について

行政情報公開について

(午後3時40分 閉会)